

1871



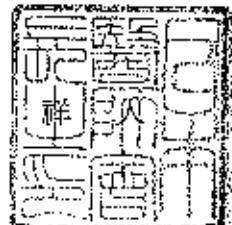
日医発第 627 号 (地 I 115)

平成 21 年 10 月 8 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐澤



地域医療支援病院の承認要件に係る逆紹介率の見直しについて

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事宛に、「『医療法の一部を改正する法律の施行について』の一部改正について」の通知が発出されるとともに、本会に対しても協力方依頼がありました。

本件は、地域医療支援病院について示した厚生労働省医政局長通知（平成 10 年 5 月 19 日健政第 639 号。以下、平成 10 年通知）を改正するものであります。

地域医療支援病院の承認要件に係る逆紹介率につきましては、平成 10 年通知により、その算定式中の「逆紹介患者」を、「診療報酬点数表において診療情報提供料を算定した患者及び社会保険診療以外の患者のうちこれに相当する患者」とされていました。

今般の見直しは、平成 18 年度診療報酬改定により地域連携診療計画管理料が導入されたことを受け、平成 10 年通知を改正し、同管理料を算定した患者のうち診療情報提供料（I）算定の要件を満たすものについては「逆紹介患者」に含めて差し支えない、とするものであります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係病院への周知方につき、ご高配賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。



医政発 0915 第 3 号
平成 21 年 9 月 15 日

社団法人 日本医師会会长 殿

厚生労働省医政局長

「医療法の一部を改正する法律の施行について」の一部改正について（通知）

今般、「医療法の一部を改正する法律の施行について」（平成 10 年 5 月 19 日健政発第 639 号厚生省健康政策局長通知）の一部を改正し、地域医療支援病院の承認要件に係る逆紹介率の見直しを行い、別添のとおり各都道府県知事あて通知いたしましたので、御了知いただくとともに、傘下団体に対する周知方よろしくお願いいたします。



医政発 0915 第 2 号

平成 21 年 9 月 15 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

「医療法の一部を改正する法律の施行について」の一部改正について（通知）

「医療法の一部を改正する法律の施行について」（平成 10 年 5 月 19 日 健政発第 639 号 厚生省健康政策局長通知。以下「平成 10 年通知」という。）の一部を下記 1 のとおり改正し、地域医療支援病院の承認要件に係る逆紹介率の見直しを行うこととした。その概要是下記 2 のとおりであるので、貴職におかれでは、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

記

1 平成 10 年通知の一部改正について

平成 10 年通知の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

2 改正の概要

地域医療支援病院逆紹介率の算定における「逆紹介患者」について

「逆紹介患者」については、診療報酬点数表において診療情報提供料を算定した患者及び社会保険診療以外の患者のうちこれに相当する患者としてきたところ、地域連携診療計画管理料を算定した患者のうち診療情報提供料算定の要件を満たすものについては、「逆紹介患者」に含めて差し支えないものとしたこと。

(別紙)

○ 医療法の一部を改正する法律の施行について（平成10年5月19日健政発第639号厚生省健康政策局長通知）（抄）

(傍線は改正部分)

改正後	改正前
<p>第2 地域医療支援病院に関する事項</p> <p>3 承認に当たっての留意事項</p> <p>(1) 紹介患者に対する医療提供（新法第4条第1項第1号関係）</p> <p>③ 前記①において「逆紹介患者」とは、診療報酬点数表において診療情報提供料を算定した患者及び社会保険診療以外の患者のうちこれに相当する患者をいうものであること。</p> <p><u>また、地域連携診療計画管理料を算定した患者であって、診療情報提供料（I）算定の要件を満たすものについても、「逆紹介患者」として取り扱って差し支えないこと。</u></p>	<p>第2 地域医療支援病院に関する事項</p> <p>3 承認に当たっての留意事項</p> <p>(1) 紹介患者に対する医療提供（新法第4条第1項第1号関係）</p> <p>③ 前記①において「逆紹介患者」とは、診療報酬点数表において診療情報提供料を算定した患者及び社会保険診療以外の患者のうちこれに相当する患者をいうものであること。</p>